

市民税・県民税の申告と所得税の確定申告

今回から
マイナンバーが
必要です

市民税・県民税の申告は市役所で2月1日(水)～3月15日(水)、所得税の確定申告は千葉西税務署で2月10日(金)～3月15日(水)に行われます。受付開始日から1週間程度や締め切り間際は大変混み合いますのでご注意ください。

会場ではマスクの着用などにご協力を

例年、申告の時期は、風邪やインフルエンザが流行します。会場ではマスクをする、筆記用具はお持ちになるなどのご協力をお願いします。



市民税・県民税の申告は市役所・市民税課 ☎483-1151(代表) 〒276-8501 八千代市大和田新田312-5

市民税・県民税の申告が必要な人

所得税の確定申告をした人は、市民税・県民税の申告は不要ですが、下記に該当する場合は、市民税・県民税の申告をしてください。

■29年1月1日現在、市内に住んでいる人で、次のいずれかに該当する人

- ①勤務先から市へ給与支払報告書(源泉徴収票と同じ内容のもの)が提出されていない人 ※勤務先にご確認ください。
- ②年末調整済みの給与所得以外の所得の合計金額が20万円以下の人
- ③雑損控除・医療費控除などの適用を受ける人
- ④収入が公的年金等のみで、次に該当する人
 - ・社会保険料控除、生命保険料控除、医療費控除などの源泉徴収票に記載のない所得控除の適用を受ける人
 - ・日本年金機構などに報告した扶養親族等申告書から、扶養控除・配偶者控除などの適用を変更する人
- ⑤28年中に収入がない、または遺族年金などの非課税所得のみの人
 - ※国民健康保険料などの算定や所得証明書の交付などに必要です。

■市内に住んでいない人で、29年1月1日現在、市内に事業所・事務所または家屋敷を有する人

申告書の受け付け

■日時 2月1日(水)～3月15日(水) (土曜・日曜日、祝日を除く)

午前8時30分～午後5時

■場所 市役所第2別館(相談・提出)

各支所・連絡所(提出のみ)

市民税・県民税の納付は口座振替で

市民税・県民税を納付書で納めている人は、口座振替が便利です。手続きなど詳しくは、納税課☎483-1151(代表)へお問い合わせください。

必要なもの

筆記用具、印鑑(認印可)、電卓のほか、マイナンバーの番号確認と身元確認に必要なものをお持ちください。

番号確認と身元確認に必要なもの

- ①マイナンバーカード
- ②マイナンバー通知カードまたはマイナンバーが記載された住民票の写し
- ③身分証明書

(a)本人が申告する場合

- ①または②と③

(b)郵送、支所・連絡所に提出する場合

記入済みの申告書を家族などが提出する場合

- ①または②と③の写し

(c)代理人が申告する場合

- (1)本人確認書類 ①または②の写し
- (2)代理人の確認書類 ③(代理人のもの)
 - ※法定代理人は、その資格を証明する書類。
 - 任意代理人は委任状など

(d)郵送する場合

- ①または②と③の写しを〒276-8501 八千代市役所市民税課へ



申告内容により必要なもの

- ・源泉徴収票などの収入や経費がわかる書類
- ・社会保険料(国民年金保険料、介護保険料、健康保険料など)の支払証明書や領収書など ※国民年金保険料は控除証明書や領収書が必要です。
- ・医療費の領収書など ※事前に合計額を計算してきてください。
- ・生命保険料や地震保険料などの控除証明書
- ・障害者手帳、療育手帳など

所得税の確定申告は千葉西税務署

☎043-274-2111(代表) 〒262-8502 千葉市花見川区武石町1-520

確定申告が必要な人

各種所得の合計金額から基礎控除やその他の所得控除を差し引いた額で計算した税額から、配当控除や住宅ローン控除などを差し引いて残額がある人は、確定申告が必要です。また、給与所得のある人で、次に該当する場合も申告してください。

- ①給与の収入金額が2,000万円を超える人
- ②1か所から給与をもらっている人で、各種の所得(給与所得、退職所得を除く)の合計金額が20万円を超える人
- ③給与を2か所以上からもらっていて、年末調整をしなかった給与の収入金額と、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計金額が20万円を超える人
- ④同族会社の役員などで、その会社から貸付金の利子、賃貸料、使用料などをもらっている人
- ⑤給与について、災害減免法により源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた人

公的年金等に係る確定申告

公的年金等の収入の合計金額が400万円以下で、かつ、公的年金等以外の所得の合計金額が20万円以下の場合、所得税の確定申告は不要です。ただし、外国の制度による年金は、申告不要制度の対象にならない場合があります。

申告書の数には限りがあります

市役所、支所・連絡所で確定申告書を配布していますが、枚数に限りがあります。配布が終了した場合は、国税庁のホームページからダウンロードするか、千葉西税務署に直接お問い合わせください。

インターネットでの申告が便利です

毎年、申告には多くの人が来場し混雑します。インターネットでの申告が大変便利です。国税庁ホームページでは書式や手引きのダウンロードの他、次のことができます。



■確定申告書等作成コーナー

パソコンで確定申告書を作成できます。印刷して郵送または直接税務署にお持ちください。

■e-Tax(国税電子申告・納税システム)

国税に関する申告や納税などをインターネットから手続きすると、添付書類の提出を省略できます。詳しくはe-Taxホームページへ。

申告書は郵送で提出できます

送付先は千葉西税務署へ

千葉西税務署では作成済みの申告書を、郵送でも受け付けしています。受け付け印が押された申告書の控えが必要な人は、記入済みの申告書の控え(2枚目)と、返信先を書き、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

ふるさと納税ワンストップ特例制度

所得税の確定申告や市民税・県民税の申告をしない人が対象。申告する場合は特例が無効となるため、改めて寄附金控除の申請が必要となります。

【注意事項】

- ・会場の混雑状況によっては、長時間お待ちになる場合や受け付けを早めに締め切る場合があります。
- ・医療費控除を受ける人は、事前に医療費の計算を。

来年から市販薬の医療費控除特例開始

対象の市販薬を購入した場合、来年から医療費控除(スイッチOTC薬控除)が受けられます。領収書の保管が必要です。特定健診などを受けていることが条件となります。詳しくは、厚生労働省のホームページで確認してください。